（公示）

**第八十五条**　原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

| | |
|---|---|
| 一　法第三十三条の三第一項の登録をしたとき。 | ［一～四　略］ |
| ［二～六　略］ | ［略］ |

（公示）

**第八十五条**　原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

| | |
|---|---|
| 一　法第三十三条の二第一項の登録をしたとき。 | ［一～四　同上］ |
| ［二～六　同上］ | ［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。